女性第一種夏正帽		第一種夏正帽と同じとする。
女性特別儀じよう演奏服夏正帽		特別儀じよう演奏服夏正帽と同じとする。
女性第二種夏正帽	地質	特別儀じよう演奏服夏服上衣と同じとする。
	製式	女性第二種冬正帽と同じとする。
第一種ワイシャツ		別表第二(一)ロの第二種ワイシャツと同じとする。
第二種ワイシャツ		白色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。形状は、図のとおりとする。
女性第一種ワイシャツ		第一種ワイシャツと同じとする。
女性第二種ワイシャツ		地質は、別表第二(一)ロの女性第一種ワイシャツと同じとする。形状は、図のとおりとする。
特別儀じよう演奏服ワイシャツ		別表第二(一)イのワイシャツと同じとする。
女性特別儀じよう演奏服ワイシャツ		別表第二(一)イのワイシャツと同じとする。
第一種ネクタイ		紫紺色の絹織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。形状は、別表第二(一)イのネクタイと同じとする。
第二種ネクタイ		白色の絹織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、ちょうネクタイとする。形状は、図のとおりとする。
女性第一種ネクタイ		第一種ネクタイと同じとする。
女性第二種ネクタイ		黒色の絹織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。形状は、図のとおりとする。
外とう		別表第二(一)イの外とうと同じとする。
女性外とう		別表第二(一)イの女性外とうと同じとする。
胴着	地質	白色の絹織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
	製式	前面に白蝶貝ボタン三個をつけたベストとする。形状は、図のとおりとする。

第二種飾緒		別表第二(一)イの飾緒と同じとする。ただし、両端は、金色の布製房をつける。形状は、図のとおりとする。
第一種帽章		濃緑色又は白色の布製の台地に金色モール製の桜星を中心に桜葉及び桜つぼみを周辺に配したものとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
第二種帽章		別表第二(一)イの帽章と同じとする。
第一種階級章	一等陸佐から三等陸尉まで	金色短ざく形の金属板と金色桜星章を組み合せたものとする。
	准陸尉	金色短ざく形の金属板とする。
	陸曹長から三等陸曹まで	いぶし金色の金属台の上に金色桜星章一個及び浮き彫りの金色の線を配したものとする。
	陸士長から二等陸士まで	冬服上衣又は夏服上衣と同じ地質の台地を金色モールで縁どりし、V字形金色モールをつけ、その上位に金色の桜花一個をつけたものとする。
	形状及び寸法は、各階級別に、別表第二(一)イの階級章甲と同じとする。	
第二種階級章		別表第二(一)イの階級章と同じとする。
第一種バンド		濃緑色又は白色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、金色の金属製バックルをつける。形状は、別表第二(一)イのバンドと同じとする。
第二種バンド		別表第二(一)イのバンドと同じとする。
第一種ベルト		白色の革製とし、前章は、金色金属製とする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
第二種ベルト		別表第二(一)イのベルトと同じとする。
打楽器用手袋		白色のかわ製とする。形状は、図のとおりとする。
防寒用手袋		白色の革製とする。形状は、図のとおりとする。
幹部候補者き章		別表第二(一)イの幹部候補者き章と同じとする。
陸曹候補者き章		別表第二(一)イの陸曹候補者き章と同じとする。

図

陸上自衛官服制の形状及び寸法

数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。

(一)　一般の服制

イ　通常服等の服制